

機関番号：23901

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：平成20～22年度

課題番号：20520418

研究課題名（和文）上代の戸籍計帳の人名を古代日本語として解読する研究

研究課題名（英文）Linguistic Study about the Japanese names of persons written on the 8th Century family registers.

研究代表者 犬飼 隆 (INUKAI TAKASHI)

愛知県立大学・日本文化学部・教授

研究者番号：20122997

研究成果の概要（和文）：大宝2年度と養老5年度の戸籍及び8世紀の計帳、出土木簡等にかかれた約5千人の古代日本人の名について、日本語語彙としてのよみを確定し、多くに語義解釈を施した。併せて、それらを古代における漢字使用の資料として利用する方法を開発した。

研究成果の概要（英文）：About 5 thousands of names of persons written on the 8th Century family registers, I decided the readings of them and defined their meanings as the old Japanese words. Also, I suggested the method of using those names for the study on Old Japanese phonology, writing system, morphology, and so on.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
20年度	500千円	150千円	650千円
21年度	400千円	120千円	520千円
22年度	400千円	120千円	520千円
年度			
年度			
総計	1300千円	390千円	1690千円

研究分野：人文科学

科研費の分科・細目：言語学・日本語学

キーワード：古代日本語、上代戸籍・計帳、人名、語彙、家族関係

## 1. 研究開始当初の背景

上代戸籍・計帳の研究は歴史学においては行き詰まりの感があった。住民を把握する行政のシステム、古代家族の実態を示す資料としての研究は1990年代でほぼ完成し、部分的に残された課題はあったが解決できる見込みがなかった。

国語学においては表記史の資料として早く1930年代には活用されはじめていたが、ひらがな・カタカナにつながる万葉仮名の字種の存在が注目されたことと、語彙資料として散発的に取り上げられた以外には、ほとんどすすんでいなかった。

記載された人名群を索引化する試みも二、三の研究者によってなされていたが、十全で

なかったし、広く利用に供される状態に整えられていなかった。

そのわけは、なによりも人名の古代日本語としてのよみそのものが未確定だったからである。公刊された論考にも人名が誤読されたままの状態のものがみられた。まして語彙、語義、語構成の資料としては断片的な利用にとどまっていた。

研究代表者は、上代戸籍を表記史の資料として40年にわたり利用してきたが、この申請に先立って、語彙資料としての検討を数年間行い、利用価値が高いと判断した。その過程で、音韻史においても記紀万葉によって知られる知見と異なるところが導き出される可能性を見出した。

また、ここ十年ほどの古代史研究において7世紀の出土資料が爆発的に増加して当時の実情が知られるようになり、8世紀史との連続面と不連続面とに関して興味深い知見が示されつつある。現存する上代戸籍はすべて8世紀初頭のもので、前世紀から文字文化全体が転換する際の様相を示す有力な資料となり得るとの見込みをもった。

## 2. 研究の目的

上代の戸籍・計帳に書かれた人名を古代日本語としてよみ、その語形を確定し、語としての意味解釈を施す。それらを種々の方向から検索できるようにして、索引化する。あわせて、古代日本語の資料として活用する方法を開発する。

後者は、記紀万葉の類とは別の古代日本語の様相を開示することにつながる。早くから知られたとおり、大宝二年度の美濃国戸籍の万葉仮名は記紀万葉のそれと異なる様相を示すが、背景にある言語全体も、同様に、異なるであろうと予想される。

この結果は、歴史学に対しても、地方古代史の知見において、これまでと異なる側面を提供することになる。とくに農民生活の有効な資料となるであろう。

## 3. 研究の方法

『大日本古文書』を底本として、公刊されている影印本を参照しながら本文を字体の水準で確定する。字形の水準の認定には木簡等の出土資料における実態を参照する。

人名の語形の認定は、内部徴証を主な根拠とする。とくに美濃国戸籍は、たとえば「金」と「久加尼」のように「変え字法」によって同一の人名の表記を取り換え引き換えて書く傾向が著しいので、万葉仮名で書かれた人名をもって漢字の訓よみで書かれたものの根拠にすることができる。美濃国と筑前・豊前・豊後国や下総国の例を対照して、同じ結果が得られる場合もある。補助的な根拠として、記紀万葉の類や古辞書、古訓点の語形を利用する。これに当時の音韻法則、語構成の規則を適用してよみを定める。

古代日本語としての意味の解釈には、記紀万葉等を対象とする先行研究によってこれまでに知られていた知見を適用する。それに加えて、本研究では二つの手掛かりを用いる。一つは農民たちの人名に自然的・文化的環境が反映することである。たとえば地方ごとの言語差=方言が存在し、それは、自然条件に依存するところがある。もう一つは、当時の母方命名の慣習により、同母の兄弟姉妹には意味領域で関連する名が付けられることである。とくに後者は、これまでも部分的な注目、たとえば兵事用語関連の兄弟名の存在等、がなされてきたが、本研究では全面的な

適用を試みるところを研究方法上の特徴とする。

語形と語義を文字によって書きあらわす仕組み、すなわち、書記方法に関しては、記紀万葉の類を対象とした先行研究が多々あり、それらをふまえるが、その知見は筑前・豊前・豊後国戸籍に限って有効である。美濃国や下総国の戸籍はそれらと異なり、行政文書の文字文化に属しているので、根本的に相違するところがある。なかでも美濃国戸籍は、日常行政の場での文字文化に近い様相を示す。そこで、近年に続々と出土する木簡の類を重要な手掛かりにする。日本のものに加えて、韓国の古代木簡との対照が極めて有効である。

## 4. 研究成果

大宝二年度と養老五年度の戸籍、加えて、8世紀作成の諸計帳に書かれた人名のよみをほぼ確定した。

確定できない部分があるが、それはよめないだけでなく、複数のよみのうちいずれをとるかの問題である。確定できない最大のもは「小」を「コ」「ヲ」いずれによむかであるが、おそらく書き手にとっては語の同定においては irrelevant であり、いずれによまれても支障がなかったと考えられる。こうして、既刊の人名事典類や先行研究におけるよみとは異なる語形のよみを少なからず示し得ている。

意味の解釈についても多くの部分を推定した。確定できない語がかなりあるが、それらも、複数の解釈のうちいずれをとるかが大部分である。わずかな例、とくに万葉仮名で書かれた語形の短い名については、語形を確定できても語義が決まらないものが残っている。人名には、単なるひびきで付けられ、とりたてて意味をもたないものもおそらくあるだろう。

こうして、語義解釈付きの人名索引として刊行できる見込みを得た。現在、研究成果公開促進費に応募するべく、原稿化をすすめている。

この成果を公開すれば、今後、日本語史上に、語彙資料を追加提供し、音韻規則や文字の用法についても記紀万葉集等に反映しているものとは別の様相を提示するであろう。

歴史学にも利用可能であろう。とくに木簡等に書かれた人名を釈読する際には、有用なツールとして利用できるはずである。

実際に、以下のように、従来知られていなかった日本語史上の諸事実をいくつも見出した。

字体については、たとえば「枚」と「牧」の通用が大宝二年度の筑前国の戸籍においてさえ字体の水準で行われていると従来から知られていたが、その背景が確認できた。

日本列島、朝鮮半島、遼東半島等、極東地域に共通して行われていた、漢字使用における一種の「訛り」の一環であったことを、出土木簡や平安時代日本の古辞書、訓点資料の検討を通じて解明した。

音韻法則に関しては、美濃国と下総国の人名において、記紀万葉なら生じない型の母音融合・脱落の例があることを発見した。それは人名としての語義を文字上で保持するという動機から生じた現象であった。研究協力者の鈴木喬が、論文として公表する準備をすすめている。また、とくに美濃国戸籍においてはエ段の上代特殊仮名遣いに対応する音韻の存在自体が疑わしく、特殊仮名遣いに合致するのは文字上の問題であった可能性が認められた。下総戸籍には母音脱落においてオ段の甲乙の別を越えているかに見える例がある。これらの知見は上代特殊仮名遣いの本質論に影響するはずである。

語彙に関しては、筑前国戸籍の「たかむし」が大型のバッタをさす語であることを発見した。この単語は、従来の知見では日葡辞書の記述が文献上の初出である。しかし、現代の西四国から北九州にかけて同語が方言の語彙として存在する。これにより、この語の語史が一挙に九百年さかのぼる。記紀万葉で「わくご」は「若様」の意であるが、戸籍の人名には女性の「わくご」もあって単に若い人の意であるように、文体的・位相的な現象も確認された。

こうした知見は、上代戸籍に反映している言語が、記紀万葉等のそれとは性格が異なることを示す徴証である。今後、8世紀の日本語に関する記述は、木簡等の出土資料から得られる知見とあわせて、書き換えられる必要がある。

また、人名の語彙としての解釈から得られる知見のなかには、家族関係の有り方に関するものが多々ある。「妹女」の妹が「姉女」で有り得るなど、家族構成の把握の仕方に新たな視点を与えるであろう。その過程をとおして、農民層において母方命名が優越していたことが循環的に再確認できた。また、職能による命名が、とくに奴婢層あるいは家族のなかで従属的な立場の人たちに顕著であった。これらの知見は古代生活史、農民史にも何ほどかの参考になるであろう。

書記方法については、この研究を通じて、日本人の書き方において漢字の訓よみと音よみとの交差が、従来の予想を越えて密であったとわかった。今日、東京一名古屋間と「トウメイ」と発音して「メイ」と「ナ」とを同定するような仕組みが、すでに8世紀の初頭に成立していたのであった。このことは同時に次の意味を持つ。従来は古代人名には漢語の命名がないと考えられていたが、今日、たとえば「孝明」と書き戸籍上は「タカアキ」

であっても、音で「コウメイ」ともよんでも当人を同定できるような状態が当時も必ずしも稀でなかった可能性がある。漢語そのものによる命名も、従来から知られていた美濃国戸籍の「阿弥陀」「無量寿」以外にも少なからず存在したことがわかった。「ほふし」「ゑし」は日本語化していた可能性も考えられる。一方、純粹の和語「くぐし」が「孔子」「功志」という漢語の衣装を着せられる等、表語文字である漢字の用法に特有の現象も確認できた。

以上を通して、本研究での最大の成果は、おそらく、文字文化が朝鮮半島から輸入されて、日本列島で改良定着していった過程を示す資料として、美濃国戸籍の示す書記様態が極めて有効であるとわかった点であろう。いま公表の準備をすすめているが、要点は以下のようなになる。古代の朝鮮半島においては、固有語を漢字で書きあらわすとき、漢字の訓よみ、訓よみを借りた表音用法、音よみを借りた表音用法の区別がなかった。美濃国戸籍の書記方法は、その影響下にある。同時に、日本列島において、訓よみで名詞・動詞語幹を書き、音よみを借りて助詞・助動詞・活用語尾を書く方法へ整備される方向性を内包している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 犬飼隆、木簡に歌を書くこと、木簡研究、依頼論文、木簡学会誌、第31号、2009、pp.224-234
- ② 犬飼隆、天平期の学制改変と漢字文化を支えた人材、萬葉語文研究、査読有、萬葉語文研究会誌、第6集、2011、pp.23-36

[学会発表] (計4件)

- ① 犬飼隆「東アジア木簡と日本語史」国際学術会議「東アジア資料学の可能性摸索」2008.8 成均館大学校(ソウル)
- ② 犬飼隆「木簡に歌を書くこと」木簡学会第30回研究集会 2008.12
- ③ 犬飼隆「日本語表記における音訓交用の精錬史」第2回日・韓訓読シンポジウム 2010.12 麗澤大学

[図書] (計6件)

- ① 犬飼隆、人文書館、漢字を飼い慣らす、2008、243
- ② 犬飼隆、笠間書院、木簡から探る和歌の起源「難波津の歌」がうたわれ書かれた時代、2008、218
- ③ 吉村武彦、山路直充、犬飼隆他、高志書院、房総と古代王権、2009、375

〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況（計◇件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者 犬飼 隆  
(INUKAI TAKASHI)

研究者番号：20122997

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号：